

# 内閣府本府実施施策における政策評価方式等の見直しについて(案)

部局からの要望を踏まえ、現行の内閣府本府実施施策における評価実施予定時期及び政策評価方式について、それぞれの施策の特性を踏まえ、見直しを検討。

## 見直しの概要

### 1. 評価実施予定時期の見直し

#### (1) 単年度評価→複数年度評価へ変更

- ① 民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)  
(政策3－施策④)  
→ 平成34年度までを評価期間とする
- ② 「環境未来都市」構想の推進・自治体SDGsの推進  
(政策4－施策①)  
→ 平成32年までを評価期間とする
- ③ 原子力防災対策の充実・強化(政策10－施策①)  
→ 政策評価基本計画期間(3年)に1回の評価とする
- ④ 交通安全対策の総合的推進(政策12－施策⑥)  
→ 平成32年までを評価期間とする
- ⑤ 民間人材登用等の推進(政策24－施策①)  
→ 政策評価基本計画期間(3年)に1回の評価とする

#### (2) 目標未達時評価→複数年度評価へ変更

- ・ 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理  
(政策8－施策①)  
→ 平成34年度までを評価期間とする

#### (3) 評価実施年度の変更

- ・ 北方領土問題解決促進のための施策の推進  
(政策19－施策①)  
→ 平成34年度までを評価期間とする

### 2. 評価方式の見直し

#### 実績評価方式→総合評価方式へ変更

- ① 地方分権改革に関する施策の推進(政策5－施策①)
- ② 災害復旧・復興に関する施策の推進(政策9－施策③)

## 今後の予定

平成30年3月を目途に策定予定の「平成31年度内閣府本府政策評価実施計画」以降の政策評価体系として取り扱う。

## 1. 評価実施予定時期の見直し

## (1) 単年度評価→複数年度評価へ変更

| 施策   | 変更の理由   |
|--|---|
| ① 民間資金等活用事業の推進<br>(PFI基本方針含む)<br>(政策3－施策④) | 「PPP/PFI推進アクションプラン」において、平成25年度から平成34年度までの10年間で21兆円のPPP/PFIの事業規模を達成することが成果目標とされており、成果実績としては平成28年度までの累計で11.5兆円との評価をしている。<br>また、実施契約に至るまでには、一般的に1年以上の期間を要するため、事業規模拡大に向けた重点分野における各目標件数も複数年度で設定されており、単年度毎に評価することは実情にそぐわないため。 |
| ② 「環境未来都市」構想の推進・自治体SDGsの推進<br>(政策4－施策①)    | 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)」において、平成32年度までのKPIを設定しており、単年度ではなく、中長期的に政策効果に関する目標への達成度合いの観点から評価することが適切であるため。   |
| ③ 原子力防災対策の充実・強化<br>(政策10－施策①)              | 市町村の地域防災計画及び避難計画策定状況等、設定されている指標の性質に鑑み、毎年度評価を行うよりも、複数年度での推移を評価した方が適切と考えられるため。  |
| ④ 交通安全対策の総合的推進<br>(政策12－施策⑥)               | 第10次交通安全基本計画で定められた平成32年中までの目標を政策評価の指標と定めている。また、各種施策についても交通安全基本計画に基づいて実施していることから、毎年度評価を実施するよりも交通安全基本計画の結果を複数年度評価方式により実施することが適切であると考えられるため。   |
| ⑤ 民間人材登用等の推進<br>(政策24－施策①)                 | 設定されている指標の性質に鑑み、毎年度評価を行うよりも、複数年度での推移を評価した方が適切と考えられるため。  |

## (2) 目標未達時評価→複数年度評価へ変更

| 施策                                   | 変更の理由   |
|--------------------------------------|---|
| 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理<br>(政策8－施策①) | 「中華人民共和国において日本が遺棄した化学兵器の2016年より後の廃棄計画(2017.3)」及び「中華人民共和国において日本が遺棄した化学兵器のハルバ嶺における廃棄計画(2017.11)」において、2022年までの廃棄完了の目標が定められていること、また、事業が複数年度に渡って計画、実施されていることから、複数年度評価が適していると考えられるため。 |

### (3) 評価実施年度の変更

| 施策                                | 変更の理由   |
|-----------------------------------|---|
| 北方領土問題解決促進のための施策の推進<br>(政策19－施策①) | 現在設定されている評価対象期間と、所管する(独)北方領土問題対策協会の中期目標期間にずれが生じており、設定されている指標の性質に鑑み、独法の中期目標期間(平成30年度～平成34年度)に合わせた方が適切と考えられるため。 |

## 2. 評価方式の見直し

### 実績評価方式→総合評価方式へ変更

| 施策                              | 変更の理由   |
|---------------------------------|---|
| ① 地方分権改革に関する施策の推進<br>(政策5－施策①)  | 政策効果の発現状況について、予め定めた目標に対する達成度合いを評価するよりも、様々な角度から掘り下げて分析した方が、政策の実態をより正確に評価できると考えられるため。                         |
| ② 災害復旧・復興に関する施策の推進<br>(政策9－施策③) | 施策が中長期にわたることや、施策の効果の発現に一定期間を要することを踏まえ、予め定めた目標に対する達成度合いを評価するよりも、効果の発現状況について、2～3年毎に様々な角度から掘り下げて分析した方が適しているため。 |